

## 静岡県中小企業事業資金融資制度取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、静岡県中小企業事業資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知、以下「要綱」という。）に基づく融資制度の円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

### 第2 制度融資の対象外業種

要綱第4で規定する融資対象者について、次の各号に掲げる業種は、中小企業事業資金の融資対象外とする。

- (1) 農業
- (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- (3) 漁業
- (4) 金融業
- (5) 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- (6) 射幸性や遊興性の高い業種（公序良俗に反する業種）
- (7) 本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）

### 第3 融資対象者

要綱第4及び別表中の「融資対象者」の事業経歴の算定にあたっては、次の場合、事業経歴を通算することとする。

- (1) 「個人から法人に改組」 代表者が同一で、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。
- (2) 「法人の一部を独立し、別法人を設立」 実質的に事業が継続されていると認められるもの。
- (3) 「事業承継」 個人又は法人から、個人又は法人に、実質的に事業継続と認められるもの。

なお、事業の開始時点は、個人にあつては、事業の開始が確認可能な日（税務署への開業届、賃貸借契約等）、法人にあつては、登記簿上の会社設立登記年月日とする。

### 第4 資金使途の対象外

要綱別表に規定する資金使途について、次の(1)～(5)に掲げるものは、対象外とする。

- (1) 設備資金
  - ア 土地
  - イ 「3」「5」「7」ナンバーの自動車  
ただし、旅客自動車運送事業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車は除く。
  - ウ 住居及び居住に供する設備
  - エ 金融機関申込窓口への申込時以前に契約又は既に設置されている設備
- (2) 既借入金を借換えするための資金（経営改善資金、小口零細企業貸付及び経営改善資金借換枠を除く。）。ただし、県が特例として認めた場合（金融機関の支店の統廃合等に伴う場合等）は、この限りでない。
- (3) 本県外における工場店舗等に係る資金
- (4) 法人設立のための出資金

(5) 転貸資金（短期経営改善資金において組合員への貸付けに利用する場合を除く。）

## 第5 補助金等の控除

本資金の融資を受けようとする事業において、国、地方自治体等公的機関の補助金・補償金等を活用する場合、補助金等の受領予定額は、制度融資の申込融資額から除外するものとする。

## 第6 融資限度額

要綱第4及び別表に規定する融資限度額について、融資申込時点で既に県制度融資の同一資金にかかる融資を受けている場合は、要綱別表に規定されている資金ごとの融資限度額と直近の融資残高との差額を融資限度額とする。

## 第7 提出書類

要綱第6の審査にあたり、要綱別表に定める提出書類で承認の可否を判断できない場合は、要綱に定める提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

## 第8 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）が定める書類

要綱別表「提出書類」における「協会が定める書類」とは、次のものをいう。

なお、取扱金融機関以外の申込窓口が申込を受け付けた場合、融資を受けようとする者は、下の(1)～(3)に掲げる書類については、協会審査時にその指示に基づいて提出するものとする。

### (1) 各融資制度とも共通のもの

- ア 保証申込関係書式一式（個人情報の取扱いに関する同意書、個人情報の提供に関する同意書、信用保証委託契約書、信用保証委託申込書、保証人等明細、申込人（企業）概要）
- イ 直近2期分の確定申告書（決算書、別表、勘定科目明細一式）
- ウ 残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）
- エ 商業登記簿謄本、定款（前回提出分と変更がない場合は省略可）
- オ 印鑑証明書（前回提出分と変更がない場合は省略可）
- カ 設備見積書、同計画書（設備資金の場合）

### (2) 別に必要となるもの

#### ア 納税証明書

(7) 協会が定める一定の残高を超える場合

所得税（法人税）の納税証明書その1及びその2

(1) 特別小口保証（無担保・無保証人）にかかる場合

所得税（法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて保証申込日以前1年間に完納していることを証するもの

イ 許認可証等（許認可等を必要とする事業を営む方の場合）

ウ 従業員数確認資料（資本の額又は出資の総額が規定の金額を超えている会社であって、常時使用する従業員数が規定の人数の9割を超えている場合）

原則、下記いずれかの書類が必要

(7) 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書

(1) 日本年金機構等公的機関による証明書

エ 住民票又は在留カード（写）若しくは特別永住者証明書（写）（代表者又は連帯保証人が外国人の場合）

オ 特定中小企業者に係る認定書（市町長認定のもので特例扱い（別枠）となる場合）

(ア) 国の指定する事業活動の制限により影響を受けているもの（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第5項第2号）

(イ) 国の指定業種（信用保険法第2条第5項第5号）

(3) その他

ア 根抵当権設定をする場合

(ア) 不動産登記簿謄本

(イ) 公図（地積測量図）

(ウ) 建物図面、各階平面図

(エ) 住宅地図（所在地略図）

(オ) 土地賃貸借契約書、承諾書、地代領収書（借地に根抵当権を設定する場合）

(カ) 所得税（法人税）及び消費税の納税証明書その3の2（個人）又はその3の3（法人）（新規に担保を設定する場合等）

イ 組合が転貸資金として借入する場合

(ア) 定款

(イ) 組合員名簿

(ウ) 組合同約

(エ) 転貸及び転借に関する確認書

(オ) 総会議事録（借入金最高限度額の決議がされたもの）

## 第9 協調融資

(1) 要綱第5に規定する「融資の申込」について、同一資金使途に係る融資を複数の金融機関から受ける場合は、同一の資金及び貸付で申請することとする。

(2) 融資の承認後、複数の金融機関からの融資に切り替える場合、既承認済みの金融機関は、融資実行通知書の提出時に理由を記載した書面を併せて提出することとし、未承認の金融機関は、別に申請を行うこととする。

## 第10 変更申請、承認後の融資条件の変更

制度融資申込書提出時にやむを得ない理由で未確定事項がある場合や申込み後に事情の変化が生じた場合は、金融機関は遅滞なく県又は協会にその旨を報告し、対応を協議する。

## 第11 融資の承認

(1) 県制度融資は、年度毎にあらかじめ設定した融資枠の範囲内で承認するものとし、その判断の基準となる時点は、下表のとおりとする。

(2) 要綱第6(1)に規定する県の審査に要する期間は、基準となる時点にかかわらず、各資金の申込書と必要な添付書類が整って県商工金融課に到達した日の翌日から起算して、原則として10日間とする。

ただし、日数の算定においては、静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）に規定する本県の休日の日数は参入しないものとする。

| 資金名                            | 保証 | 基準となる時点                             |
|--------------------------------|----|-------------------------------------|
| 経営改善資金（経営改善資金借換枠を除く。）、短期経営改善資金 | 必須 | 協会受付時                               |
| 経営改善資金借換枠                      | 任意 | 協会受付時（保証を付す場合）又は<br>県受付時（保証を付さない場合） |

## 第12 信用保証書と承認

要綱第6に規定する「保証の承諾」について、中小企業事業資金の申し込みに対して協会が交付した信用保証書は、県制度融資の承認書とみなす。

## 第13 融資実行後、融資期間を変更した場合の利子補給金

要綱第11に規定する「利子補給金の額」について、融資条件の変更等により融資期間が延長された場合、要綱別表に定める融資期間内であれば、利子補給金の対象とする。

## 第14 経営改善資金

要綱別表中の資金使途の「設備資金」とは、次のものをいう。

- (1) 工業用の生産、加工、試験、検査に使用する機械器具若しくは装置の購入又はその修理に必要な資金
- (2) 工場（工場に付置する事務室・更衣室・食堂及び宿直室を含む。）及び倉庫の新築、増築、改装、改造に必要な資金
- (3) 工作物（煙突、擁壁等をいう。）及び附帯する設備（建築物に付帯する電気、ガス、給排水、冷暖房、消火、排煙等の設備をいう。）の設置又は整備に必要な資金
- (4) 事務機器、小型貨物自動車等の導入に必要な資金
- (5) 店舗及び事務所施設の新築、改築若しくは、改造又はこれらに附帯する施設の整備に必要な資金
- (6) 店舗等を賃借する場合の権利金、敷金等に必要な資金
- (7) 旅館業法（昭和33年法律第138号）第2条第1項の旅館業における宿泊施設の整備に必要な資金
- (8) 観光旅館業者等が行う観光客の利用を目的とする駐車場、温泉利用施設（源泉施設、温泉導入施設、温泉プール等をいう。）等の整備に必要な資金
- (9) 小売商業者及び旅館（簡易宿泊施設を含む。）業者が経営の近代化を達成するために必要な共同施設で次表に掲げる施設の整備に必要な資金

| 対象       | 小売商業者                | 旅館業者               |
|----------|----------------------|--------------------|
| 共同<br>施設 | ア 共同店舗               | ア 共同スポーツ施設         |
|          | イ 連鎖的組織の本部施設         | イ 共同炊飯施設           |
|          | ウ 街路灯、アーケード、アーチ、共同看板 | ウ 駐車場施設            |
|          | エ 共同外装、歩道のカラー舗装      | エ その他知事が特に必要と認めたもの |
|          | オ 自転車置場、駐車場施設        |                    |
|          | カ その他知事が特に必要と認めたもの   |                    |

## 第15 経営改善資金（小口零細企業貸付）

要綱別表中の融資限度額の「全ての信用保証協会の保証付き既借入残高」には、根保証、当座貸越等の極度額がある保証を利用している場合の極度額を含む。

## 第16 経営改善資金（経営改善資金借換枠）

- (1) 要綱別表中の融資対象者の「静岡県中小企業融資制度資金」とは、経済産業部所管の静岡県中小企業融資制度の資金をいう。
- (2) 要綱別表中の融資対象者の「特例保険付き信用保証」とは、協会の保証のうち、経営安定関連保証（信用保険法第2条第5項第6号に該当することについての認定を受けた中小企業者及び組合に係るものを除く。）、東日本大震災復興緊急保証、創業等関連保証、創業関連保証以外の特例保険を付するものをいう。
- (3) 要綱別表中の融資対象者の「元金月賦償還額」とは、現に償還の開始されている元金月賦額をいう。

ただし、複数の資金又は貸付を一本化して借り換える場合は、この限りでない。

- (4) 経営安定関連保証（信用保険法第2条第5項第8号に該当することについての認定を受けた中小企業者及び組合に係るもの）を付そうとする場合には、原則として再生企業支援貸付の利用を優先するものとする。

ただし、本借換枠を利用する方が申込人にとって有利と判断される場合は、この限りでない。

- (5) 本借換枠において、県制度融資既借入金残高を増額せずに、期限の延長をする場合は、本借換枠の対象外とする。ただし、複数の融資を一本化し、借り換える場合を除く。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 「事務取扱上の留意事項」は平成31年3月31日を以って、廃止する。

なお、この要領の施行前に融資の承認又は保証の承諾を受けたものについては、なお従前の例による。